

新型コロナウイルス感染症に係る減免について Q&A

2022/12/1時点

No	分類	質問	回答
1	1) 減免要件について	「事業収入等」の事業収入とは、どのような収入が含まれますか。	事業収入、不動産収入、山林収入又は、給与収入に限られます。雑収入や、株の損失などは含まれません。
2	1) 減免要件について	主たる生計維持者がコロナの影響で就職活動しても就職できないが減免にはならないのでしょうか。	離職した原因がコロナの影響である場合は、減免が認められる場合があります。ただし、会社都合での退職の場合については、非自発的失業者に関する軽減が受けられる可能性があるため、その場合は給与収入に関してはコロナウイルスの影響に関する減免の対象とはなりません。
3	1) 減免要件について	主たる生計維持者とは世帯主に限られますか。	主たる生計維持者とは、世帯の生計を維持している者（1名）のことです。原則は住民票上の世帯主と同一人になりますが、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合はその世帯構成員が主たる生計維持者になり得ます。
4	1) 減免要件について	主たる生計維持者の令和3年分の所得が0円以下であった場合、減免の対象となりますか。	対象となりません。主たる生計維持者の令和3年分の所得が0円以下の場合は、減免額の計算（ $A \times B \div C \times D$ ）において、令和3年分の所得額(B)を掛ける関係で減免額が0円となります。
5	1) 減免要件について	世帯主が国民健康保険ではない場合は減免されますか。	世帯主が国民健康保険の方と同様の要件で減免を受けられる可能性があります。
6	1) 減免要件について	主たる生計維持者が非自発的失業に関する軽減を受けている場合、減免を受けることができますか。	主たる生計維持者が非自発的失業による軽減及び軽減に準ずる減免に該当する場合、主たる生計維持者において給与収入減少による今回の減免を重複して適用できません。
7	2) 申請について	主たる生計維持者が2人以上いる場合、どのように申請すればよいですか。	主たる生計維持者は1名のため、原則収入が多い方が生計維持者となります。
8	2) 申請について	令和3年分の収入がわかるものがなく、収入が10分の3以上減っているか判断できない場合はどのようにすればよいでしょうか。	本人確認書類をお持ちの上、国保年金課にお越しくください。市役所で把握している情報の範囲でお答えします。 ※電話ではお答えできません。
9	2) 申請について	令和4年分の収入がまだわかりません。どのようにすればよいでしょうか。	令和4年分の収入が確定し、その金額がわかる書類が用意できてから申請してください。 【申請期限：令和5年3月31日必着】
10	2) 申請について	令和4年分の収入がゼロなので、収入を証明する書類がありません。どのようにすればよいでしょうか。	令和4年分の収入がゼロである旨の住民税申告をし、その控えのコピーを提出してください。
11	2) 申請について	減免を決定した後、減免対象外であることが判明した場合は、どうなりますか。	減免が取り消される可能性があるため適切な申請をお願いいたします。
12	3) 減免金額について	減免の対象となった場合、いつの保険料が減額になりますか。	令和4年度の国民健康保険料のうち、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの分が全部または一部減免となります。
13	3) 減免金額について	すでに保険料を納付した期別も減免対象となりますか。	減免の対象となります。令和4年度の保険料について、過誤納が発生した場合で、そのほかの年度に未納がない場合は、還付となります。
14	4) 決定通知について	減免決定の通知はいつ頃届きますか。	原則として、減免申請日の翌月か翌々月に通知いたします。減免の対象とならなかった場合や、書類不備の場合は、お電話か郵送でお知らせいたします。
15	5) 支払いについて	減免の申請をしてから決定までの間、保険料の支払いはどうしたらよいでしょうか。	減免を申請される方は、申請結果が通知されるまでの期間、納付可能な額を申し出て頂ければその金額の納付書を作成しますのでご連絡をお願いいたします。ただし、どうしても納付が困難な場合には納付を保留していただいても結構です。